



あなたは交通ルールを守っていますか？ ～自転車安全利用講習会～

4月18日(火) 愛知県警察のあゆみ隊と碧南警察署の方3名をお招きして自転車安全利用講習会を行いました。平成27年6月から自転車運転講習制度がスタートしました。これにより、14歳以上の方が自転車に乗って交通規則に違反した場合、いろいろな罰則規定が適用され、講習を受ける義務が生じるようになりました。二人乗りで2万円罰金、信号無視や一時停止違反等では5万円の罰金など厳しいものです。講習会では、歩道での自転車の乗り方や一時停止、傘差し運転や二人乗りの実演を交えながら、罰則規定があるからではなく、それに伴う自分自身や歩行者への危険があるからルールを守る必要があるとわかりやすく教えていただきました。

本校は、昨年まで2年連続で警察署主催の「チャレンジ200日間 自転車無事故無違反ラリー」に参加しチャレンジを達成しました。東中生みんなが、安全運転に心がけ、このチャレンジが成功するよう頑張っていきたいと思います。



現在の道路交通法では、自転車の責任は大きくなっています。特に関係するのは、以下の2点です。

○自転車が道路の右側にある路側帯を走るとは禁止。

＜罰則＞違反した場合は3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金

※道路標識等で許可された場合を除き、自転車は歩道を走れません。

路側帯とは歩道がない道路のうち、道路の端に設けられた歩行者や自転車の通行スペースで、車道と白線で隔てられた部分です。自転車などの軽車両は、これまで歩道がない道路では、左側・右側どちらの路側帯も通行することができましたが、改正後は進路左側の路側帯に限定されます。

○ブレーキの利かない自転車の取り締まりを強化。

警察官がブレーキ装置のない自転車などを停止させ、ブレーキの検査を行えるようになりました。警察官の停止に従わなかったり、検査を拒み、妨げたりした場合には、5万円以下の罰金となります。

＜道交法クイズ＞答えは裏面にあります。さて、以下の場合、○か×か。考えて見ましょう。

- Q1 自動車ではないので、一時停止を守らなかった。
- Q2 他の自転車と2台並んで走った。
- Q3 自転車で、車道の右側を通行した。
- Q4 自転車が歩道でベルを鳴らしながら走行し、進行方向の歩行者をよけさせた。
- Q5 歩道に歩者がいなかったのので、歩道を通行した。
- Q6 自転車に乗ったまま、傘を差す、リードを持って愛犬を散歩する、携帯電話で通話する。
- Q7 自転車は軽車両なので歩道を通行していた時、車両用信号機に従った。

<道交法クイズ解答>

① ×

一時停止の標識は必ず守りましょう。また、狭い道から広い道に出るときは、必ず徐行して安全確認をしてください。自転車によるとび出しは重大事故につながります。

【罰則】3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金

② ×

歩道、路側帯ともに、他の自転車と並んで通行することはできません。中学生に多いのは、友達と並んでしゃべりながら乗るパターン。

【罰則】2万円以下の罰金

③ ×

自転車で、車道の右側を通行した場合は、通行区分(右側通行)違反になります。車道の右側通行は大変危険ですので、必ず左端を通行するようにしましょう。もっとも大切な改正点です。

【罰則】3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金

④ ○

危険を防止するためやむを得ないときを除き、違反となります。道路交通法第54条第2項に、「車両等の運転者は、法令の規定により警音器を鳴らさなければならないこととされている場合を除き、警音器を鳴らしてはならない。ただし、危険を防止するためやむを得ないときはこの限りでない。」と定められています。

⑤ ×

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。歩道と車道の区別のあるところは、車道の左側に寄って通行しなければなりません。

ただし、

- (1) 道路標識等で指定された場合
- (2) 運転者が13歳未満の子どもの場合
- (3) 運転者が70歳以上の高齢者の場合
- (4) 運転者が身体の障害を有する場合
- (5) 車道又は交通状況からやむを得ない場合は、自転車で歩道を通行することができます。

⑥ ×

物を持つことで片手運転になったり、犬に引っ張られて操作上の安定を失うことになるため違反になります。

⑦ ×

歩道を通行している場合には、歩行者用信号機に従ってください。

**これから部活動等で自転車を利用する機会が増えます。
十分に安全に留意して、自転車に乗るようにしましょう。**

生徒の皆さんに守ってほしいこと

- ①路側帯の左側を走ること
(右側走行をしない)
- ②並列進行をしない
(友達と2列に並んで走らない)
- ③狭い道から広い道に出るときは、必ず徐行して安全確認をする。
(とび出さない)

部活動の試合で自転車を使って会場に行くとき、以下のことを徹底します。

- 東中学区内に入ってから解散します。
- 自転車による移動時、顧問が途中で走行状況(安全)を確認します。
- 自転車通行可の歩道をできる限り通れるよう移動経路を考えます。

ゴールデンウィーク中の部活動試合予定

▼バスケットボール男 スプリングカップ(於:新川中)

4月29日(土)10:30 対西端中、14:00 決勝

▼バスケットボール女 スプリングカップ(於:新川中)

4月29日(土)9:00 対碧南中、12:30 決勝

▼バレーボール フレッシュカップ(於:高浜中)

4月30日(日)9:00~リーグ戦

▼野球 中日少年軟式野球大会

4月30日(日)9:00 対高浜中(於:本校)

▼サッカー 西三河(U15)1部リーグ

4月29日(土)9:00 対前林中(於:本校)

5月3日(水)9:00~対雁が音中、逢妻中

個々の試合時間は未定(於:雁が音中)

5月4日(木)9:00 対竜南中(於:竜南中)